平成２１年（フ）第６７２号
京都市下京区東洞院通五条上ル深草町572番地２
破産者　有限会社ビジョンエース
１　決定年月日　平成22年７月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第２９５号
沖縄県うるま市字赤道173番地８　ボヌールマンション206、開始決定時の住所沖縄県うるま市字赤道173番地８
破産者　田川　　一
１　決定年月日　平成22年７月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
那覇地方裁判所沖縄支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２１年（フ）第７３号
愛知県名古屋市東区泉１丁目３－７　第一戸嶋屋ビル３Ｓ、開始決定時の住所長野県北安曇郡池田町大字中鵜1400番地11
破産者　見城　英雄（旧姓小林）
１　破産債権の届出期間　平成22年８月30日まで
２　一般調査期日　平成22年11月２日午後３時10分
平成22年７月27日　長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第７４５号
京都市北区等持院南町５番地の43
破産者　伊庭商店こと　伊庭　健二
１　破産債権の届出期間　平成22年９月８日まで
２　一般調査期日　平成22年11月５日午前10時
平成22年７月28日
京都地方裁判所第５民事部破産係

債権者集会招集

平成２１年（フ）第９３９０号
堺市東区白鷺町３丁６番４号
破産者　本原　明子
１　期日　平成22年９月13日午前11時30分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年７月27日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２１年（フ）第３３３号
山口県防府市大字高井338番地の２　コスモハイツとも102号
破産者　栗林　正志
異議申述期間　平成22年８月31日まで
平成22年７月27日
山口地方裁判所民事部破産係

平成１９年（フ）第５８号
大分県佐伯市来島町23番６号、住民票上の住所大分県佐伯市上浦大字浅海井浦3610番地１
破産者　菅　　澄輝
異議申述期間　平成22年９月10日まで
平成22年７月26日
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成１９年（フ）第５９号
大分県佐伯市来島町23番６号
破産者　菅　　愛子
異議申述期間　平成22年９月10日まで
平成22年７月26日
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２０年（フ）第１２１号
熊本県人吉市鬼木町317番地１
破産者　亡瀬戸昭雄相続財産
異議申述期間　平成22年９月15日まで
平成22年７月26日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第３４号
石川県輪島市山岸町ヘ15番地１
破産者　有限会社池澄建設
異議申述期間　平成22年９月21日まで
平成22年７月28日　金沢地方裁判所輪島支部

免責許可決定

平成２２年（フ）第１８０号
愛知県岩倉市中央町１丁目41番地　コーポ中央205号
破産者　小林　静子
１　決定年月日　平成22年７月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１９０号
愛知県一宮市佐千原字南切野４番地１　県営一宮北住宅１棟312号
破産者　晴　　静雄
１　決定年月日　平成22年７月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第２０２９号
東京都新宿区新宿３丁目22番７号
清算株式会社　株式会社ミツミネ・フアツシヨンリフオーム
１　決定年月日　平成22年７月26日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２２年（ヒ）第２０４２号
東京都品川区東品川２丁目２番４号天王洲ファーストタワー24階
清算株式会社　株式会社Ｗｅｓｔ　Ｔｒａｄｉｎｇ
代表清算人　大門　康彦
１　決定年月日　平成22年７月26日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、協定債権者西酒造株式会社（以下「協定債権者」という。）に対し、本協定の認可決定後速やかに、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。
２　協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権の総額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２２年（再）第１号
愛知県一宮市小信中島字仁井西55番地７
再生債務者　城後小児科こと　城後　　創
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　名古屋市中区錦２－４－３　錦パークビル10階　しょうぶ法律事務所　弁護士　山田　尚武
平成22年７月26日
名古屋地方裁判所一宮支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２１年（再イ）第８９号
静岡市葵区瀬名２丁目16番15号
再生債務者　増田二三夫
１　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年８月16日まで
４　一般異議申述期間　平成22年８月25日から平成22年９月６日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（再イ）第６号
北海道北見市美山町58番地126
再生債務者　上西　康裕
１　決定年月日時　平成22年７月27日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年８月17日まで
４　一般異議申述期間　平成22年８月31日から平成22年９月７日まで
釧路地方裁判所北見支部個人再生係

平成２２年（再イ）第８２号
さいたま市見沼区大字中川239番地５
再生債務者　白子　弘行
１　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年８月17日まで
４　一般異議申述期間　平成22年８月31日から平成22年９月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部